

ジェームズ・ウィルソンの貨幣・信用論

二階堂達郎

はじめに

1844年のピール銀行条令 (Bank Charter Act of 1844) をめぐって展開されたいわゆる通貨論争は、「発券銀行に関する特別委員会」 (Select Committee on Banks of Issue) を中心に議会内外で貨幣と信用をめぐる論争を巻き起こした。この条令の成立と論争は、第1次世界大戦以前の金本位制度に基づく金融・銀行制度にかかわる基本的な理念の形成に大きく寄与した。それは、政府から相対的に独立し、民間銀行とは異なった特別の社会的責任を負う組織である中央銀行を認知し、その組織に兌換銀行券の独占的発行と大部分の金準備の保有、および金融危機の際の民間諸銀行の「最後の貸手」としての機能を果たすことをゆだねることであった。同時に行なわれたイングランド銀行内部部門の通貨部と銀行部への分割は、通貨発行と貸付や預金業務など通常の銀行業務とを区分し、前者を独占的な権限に、後者を自由競争にゆだねるとの原則を明確にした。これ以降、預金通貨の創造は民間銀行によって担われてゆくことになる。

また、この銀行条令が成立した過程は、穀物法をめぐるフリー・トレード運動が高揚し、穀物条令の廃止へと前進した過程と重複している。フリー・トレードの思想の高まりは、その原理の銀行業への適用範囲をめぐる通貨と信用をめぐる論争にさまざまな影響を与えてきた。イングランド銀行はその設立以来、貸付を通して政府と密接な関係を有し、ロンドン周辺の唯一の発券銀行として、またイングランド (ウェールズを含む) における唯一の株式組織銀行として特権的な地位を与えられていた。しかし、その特権的な地位に対する批判が広範に存在していたし、イングランド銀行内部でも一私企業として自由な経済活動を維持しようとする理事者たちや株主の抵抗は根強く続いた。フリー・トレードの原則を銀行業全般において承認しようとするフリー・バンキングの主張も無視しえない影響力を有していた。その最も代表的な指導者としてサー・ヘンリー・パーネル (Sir Henry Parnell, 1776-1842) とともにジェームズ・ウィルソン (James

Wilson, 1805-60)を挙げることができる。しかし、1844年の銀行条令の制定は、フリー・トレードの原理が銀行業においてどの範囲まで適用されるかという問題に一応のけりをつけることになった。これを契機に、発券の自由を要求するフリー・バンキングの主張も退潮していき、通貨をめぐる論争も次第に終息していったのである。

銀行条令の過程にあって主導的な役割を果たしたのは、地金委員会報告の作成に中心的な役割を果たしたりカードをはじめとする理論家たちであり、またその理論と思想の核心的な部分を継承した通貨学派であった。しかし、通貨論争の中で戦わされた、兌換銀行券と他の流通手段との性格、通貨流通量と価格や為替との関連および流通量の調整の可能性など理論的な側面に関しては銀行学派の方にみるべきものが多かった。貨幣・信用理論としては銀行主義が優れていたにもかかわらず、金融制度の基本的な枠組みは通貨学派の主導の下に形成され、定着していくことになった。この論争に少し遅れて加わったウィルソンは、理論的には銀行主義の立場を立ちながらも独自の主張を展開した。かれは、理論と現実との間に鋭敏な平衡感覚をもって巧みに分け入り、その間隙を埋め、金融に関する社会的合意を形成することに大きな役割を果たした。

1. 銀行主義者としてのウィルソン

ウィルソンはスコットランド南東部のロックバラシャ州のハウィックに生まれ、若い頃から事業を営み成功をおさめていたが1844年に実業界から退いた。反穀物法同盟の運動に深くかかわり、その主張はコブデンにも影響を与えた。1843年にフリー・トレードの原理の普及のため『エコノミスト』を創刊し、1859年に娘婿であるバジヨット(Walter Bagehot, 1826-77)に引き継ぐまで、社主としてこの雑誌の編集にあたった。また、政治家としても下院議員を長く務め、財政秘書官や商務省次官を勤め、のちにはインドへ渡って金融改革に尽力した³⁾。

ウィルソンは、ピール条令が成立して約半年後の1845年3月からの「通貨と銀行業」と題する9回と、1847年4月からの8回のシリーズで、ピール銀行条令とその基礎にある通貨原理を批判する論陣を張った。それらは理論的にはトゥックやフラートンの主張に沿ったものであった。ただし、この問題に対するウィルソンの基本的な姿勢には、トゥックやフラートンと異なる点がいくつかあった。ひとつはフリー・バンキングの原理を明確に支持したという点であり、もうひとつは、トゥックやフラートンがどちらかという通貨・信用に関する理論的な批判に重点があったのに対して、問題の現実的な解決策を提示しようとしていたことである。フェッターはウィルソンのそのような態度について次のように述べている。「ウィルソンの論説には通貨原理に反対してトゥックとフラートンと同じような議論が示されている。しかし、論争の真っ最中に書かれたのでは

なく、より筆が立っていたため、1844年に銀行条令に反対する理論的な問題がよりうまく述べられていた。さらにウィルソンは1844年銀行条令をめぐる争いに感情的に巻き込まれなかった。そして、より公平な態度をとっていたため、全容を調べたときにはすべての事情を斟酌すれば条令を改訂しない方がよいという結論に達した⁵⁾。原理に対する忠実であろうとする態度と、あくまで冷静で現実的に対応しようとする態度との共存がウィルソンの特徴をなしている。

ウィルソンは一連の4つの論説（1845年の4月5日から26日にかけて）において、通貨学派が前提としている仮説を次の5つに要約している。①兌換銀行券は過剰発行され、減価する傾向がある。②兌換性だけでは混合通貨がしたがうべき法則に一致させることができない。③銀行券発行者は流通量を思いのままに増減させる力を有している。④したがって商品価格も変動させることができる。⑤価格変化によって外国為替（地金の不適切な流出入）を矯正することができる。

ウィルソンの反論の概要を紹介すると、まず、兌換銀行券の減価の可能性については、通貨学派の誤った主張が不換紙幣と兌換紙幣の混同に基づくものであり、「ある通貨が他の通貨と厳格に対応するための完全な保証⁶⁾」である兌換性が満たされている限りありえないとしている。同じ理由から、混合流通の場合と純粋な金属流通との間には流通法則に本質的な相違はないとしている。銀行券の発行者は通貨流通量や価格に、さらには外国為替に対して支配力を有するという仮説については、通貨流通は交易の必要性に従属的であり、その変化は交易において生じた変化の結果にすぎないこと、それゆえ銀行は通貨供給についてまったく受動的であるという点から否定している⁷⁾。とくに、外国為替の状態を通貨調整の指標とみなす仮説については例証をもって詳しく反駁している。

これらの主張は理論的には明らかに銀行学派の立場と基本的に同じものである。しかしながら、反論する際の視角あるいは問題への接近の仕方については、トゥックやフラートンの議論との間に無視しえない相違がある。ひとつは、混合通貨と金属通貨との対応性の問題について論じる際のウィルソンの視点である。トゥックやフラートンは銀行券と為替手形や小切手などの他の信用・流通諸手段との間の親近性を強調し、これら信用・流通手段の流通法則が固有の原理を有しており、通貨当局の統制が及びえないことを指摘した。そこでは鑄貨と銀行券を含めた他の信用・流通手段との間の相違が相対的に強調されている。これに対してウィルソンは、通貨学派が通貨流通量を問題にする際に、銀行券の流通量だけを問題にし、混合流通のもう一方の要素である鑄貨の流通量を無視している点を問題にする。兌換性の下では銀行券は正貨指図書（orders for coin or gold）であって鑄貨に対して代替的であり、したがってその流通の変動方向は互いに補完的な関係にあることを指摘し、通貨学派の鑄貨と銀行券の変動が同方向とする見方を誤りであると批判する。すなわち、通貨学派のいう流通量やその還流とは全流通量の半分

の状態を示しているにすぎず、鑄貨と銀行券を合わせた全流通量の変化を問題にしなればならぬ⁸⁾、というのである。このようなアプローチは、銀行学派が貨幣を規定する際に、鑄貨と銀行券などの信用機能をもつ流通手段との間に主要な区別を設けていたのとは異なり、鑄貨および銀行券をより一体的に把握する結果となっている。

このような貨幣の規定の仕方がウィルソンの議論の展開にどのような影響を及ぼしているかをみてみよう。通貨主義理論によれば、穀物の不作による為替が逆調の場合には、次のような過程が進行すると想定されている。穀物の輸入増大→為替の逆調→イングランド銀行準備の貴金属の流出→イングランド銀行による銀行券の収縮。これに対してウィルソンは、食料の価格は上昇してより多くの通貨が国内取引において必要となると指摘する。銀行券の無理な収縮は、従来ならばその空隙を埋めるために金の流出か地方銀行券の流通の増大をもたらしてきた。ところが新法の下では地方銀行券の増発が規制されたため、地方では預金をもっぱら鑄貨で引き出され、その結果、地方銀行によるイングランド銀行への金の引き出しに拍車がかかり、金の国外流出に加えて国内流出の増大へと事態は進行する、と。つまり銀行条令の制定は、金と銀行券との間の変動に固定的な関係を導入することによって、それまで機能していた銀行券との鑄貨の流通比率の変動という流通の柔軟で補完的な調整関係を阻害し、金融恐慌時には金の請求と窮迫を激化させる、というのである。

このような鑄貨と銀行券の流通法則を複合的にとらえるウィルソンの視点は、かれのより一般的な貨幣の定義とかかわっている。それによると貨幣はふたつの範疇に分けられる。ひとつはその本来的な機能を果たす「流通手段としての貨幣」であって、財交換のため利用され、公衆の手にある部分である。もうひとつは預金銀行の成立によって生み出された「資本としての貨幣」であり、これは銀行によって投資や準備のために保有されている部分である。それは、「それまでは流通または流通手段として用いられていた貨幣または鑄貨の大きな部分が、それら機能を妨げることなく、資本へと転化された」ものであり、「公衆の手に流通手段としてあった非生産的な鑄貨から引き出され、銀行家の媒介によって資本として生産的な目的のために復活させられた」部分である。ウィルソンは、この二種類の貨幣はそれぞれ異なった原理に基づいて変動し、その双方について銀行が受動的であると考えている。そして、「資本の準備」として銀行に保有される貨幣の機能は流通手段としての機能とは独立的であり、資本の移転に対する銀行の手筈の完成度、個々の事業の性格、支払能力への信頼に依存する、としている。

貨幣流通に対する銀行の受動性の強調は明らかに銀行学派と共通するものであるが、「資本」の概念はいささか異なる。銀行学派にとって「資本」とは流通機能を有する信用手段、あるいは「商業信用」に用いられる流通手段のことである。しかし、ウィルソンの場合には、「資本としての貨幣」とは、銀行において「資本として投資をまわっている

か、準備として保有されている」貨幣、および「外国為替が逆調になったときの需要に応えるために銀行が準備として保有している地金」を指している。これらの「資本」の諸要素についての規定についての詳しい分析はなされていない。しかしながら、貨幣の「資本」としての機能を、流過程に派生的な「商業信用」のうちに見出しているのではなく、流過程からより独立性を強めた、投資のために銀行に蓄積された資金の機能、すなわち、「銀行信用」に見出していることは明らかである。

この「資本」機能の流通に対する独立的性格は、「流通手段としての貨幣」と「資本としての貨幣」間の関係について述べるときにより明確になる。「流通への作用は銀行側で保有されている地金量の変化の結果であって……原因ではない。銀行がより多くの貴金属を獲得しようとする努力の究極的な結果であって、それによって銀行がその目的を達成できる手段ではない。この区別が最大の重要性をもっている⁹⁾」。そして、この流通量への作用は利子率の上昇や下落によってなされると指摘して、銀行の金利政策の通貨流通量に及ぼす能動的な性格を強調している。これら「資本」の規定および流通量と準備との間の関係のとらえ方は、のちに述べるように中央銀行が行なう金融政策に対するウィルソンの積極的な姿勢ともかかわってくる。

なおウィルソンは、長期的な過程としては為替の逆調が通貨流通量の減少をもたらすことはありうるとしていることは注目すべきであろう。穀物の高価格と為替の逆調が十分長く続いたあと、他の商品や工業製品の需要・雇用・貸金支払額の減退→消費支出の減少→通貨流通量の減少、というように¹⁰⁾。この指摘は、通貨主義の原理は、長期的な金融動向を短期的な金融調節の対象と誤認していることを示唆している。

2. フリー・トレードの原理と公共的責任

先に述べたようにウィルソンはフリー・トレードの原理の熱烈な支持者であり、本来ならばその原理を銀行券の発行にまで適用すべきであると考えていた。イングランドでは反穀物法の運動の高揚の中で少なからぬフリー・バンキングの支持者を輩出したが、かれは影響力を有する最後の人物でもあった。

かれは、他のフリー・バンキング論者と同様にスコットランドの銀行制度に支持を表明している。スコットランドの諸銀行は、パートナーの人数、株式銀行の設立および発券に制限がなされておらず、「競争によって、かの本質的要素である信認を保証するような安全で完全な原理の採用へと直接に導かれている¹¹⁾」。そこでは「最も完全に自由な原理」と「完全に自由で制限のない競争」によって、「安全性」「信認」「便宜」が完全に保証されている。自由競争は「無分別と失策に対する大きな保障¹²⁾」なのである。ところがイングランドではスコットランドと驚くほど対照的である。「イングランド銀行の特権の擁護

のために政府によって課された、資本の運用と個人の自主的努力に対する制限」は「多くの錯誤と不信の根源」となっている。われわれは「銀行組織を、自由競争と知性とエネルギーが提供し実行することができる最高で、最も安全で、最も利益をもたらす原理の上に築くべきであった¹³⁾」と。

独占による銀行業への否定的な影響として、ウィルソンはとくに預金利子の問題に目を向ける。イングランド銀行や他のロンドンの銀行は、各種の銀行サービスに対する手数料を課していない一方で、預金者に預金利子を払っていなかった。この結果、ビル・ブローカーが、手形を有する商人と資金を有する銀行との間の仲介役を果たす一方で、預金利子を払うことによって短期資金を受入れ、それをもとに手形割引による貸出を行なうなど銀行機能の一部を遂行していた。そして銀行は、大量の短期資金と優良手形がビル・ブローカーに吸収され、不利な競争を強いられている、というのであった。¹⁴⁾

かれは1847年5月8日の論説の中で、予想される恐慌に対する対策として5ポンド未満の額面を銀行券の発行を認めるように提案しているが、これと関連づけて5月29日の論説において次のような3つの銀行制度改革案を提案し、それぞれに検討を加えている。¹⁵⁾

- ①「いかなる法的制限もなく、開放的でそれぞれが自由に競争する諸銀行による方法」
- ②「政府または国立銀行による方法」
- ③「現在の紙幣発行と精神において一致する諸規定の下での、イングランド銀行による方法」¹⁶⁾

かれは、その第1の案つまりフリー・バンキングの案に関連して次のように述べている。「最も非妥協的な自由交易主義者の大多数でさえも持っているような、同じ原理の銀行業とくに要求払い銀行券の発行への適用に対する強い反対意見に対して、十分な根拠を発見することは決してできなかった。」フリー・バンキングへの反対は根拠のない畏れと誤解に基づいているとする。「これら銀行業の二つの大きな機能[預金業務と手形などの債務証券の発行や受領に関する業務：筆者]に対しては、公衆と立法者は、事業に乗り出した人とそれを利用する人がだれであってもその慎重さと信用を満足をもって完全に信頼する。しかし、要求払い銀行券が同じ種類の銀行家たちによって発行されうということが述べられるや否や、それを危険な行為であるとする反対がたちどころに乗り越えがたく起こるのである」。¹⁷⁾

しかしながらかれは、現状では「多くの人々は、発行者の信用の問題とはまったく別に、銀行券を発行する特権を重要とみなしている」として、次のように述べる。「イングランドの公衆によって抱かれている現在の見解と、われわれの銀行業の一般的な状態を考え合わせると、いかに原理において反対しがたくも、それが十分に長く機能して人々の信頼を獲得し、スコットランドが有するような組織を作っていたならばいかに十分に役に立ったかもしれないにしても、この制度の導入を唱えることはしない。したがって、ここで言及するのはむしろ一般的原理を擁護するためであり、首尾よくすでに採用され

ていたならばそれを妨げる十分な根拠はありえないということを示すためである¹⁸⁾。このようにウィルソンは、フリー・バンキングの原理を全面的に支持しつつも、イングランドで進行している現実との乖離を考慮に入れて、その制度のイングランドへの導入を断念する。そして、国立銀行案とイングランド銀行の改良案の検討に入って行くのである。

発券機能と預金や貸付などの通常の結合が必ずしも避けがたいものではないと指摘して、次のように議論が進められる。「要求払い銀行券の発行券の機能を、他のあらゆる商業取引の例外であり自由競争の一般原理が適用されないとみなすならば、満足できて安全な唯一の選択肢として発券業務を他の一般的な銀行業務と完全に分離し、前者を一定のうまく定められた規則によって厳格に規制し、後者を完全競争に任せることを提案する。中間にどんな賢明で安全な道はないと確信する²⁰⁾」と。提案されている国立銀行案の骨子は次のとおりである。①公的発券銀行の設立 ②政府によって任命され、議会によってのみ解任される委員(うち一人は議会から選任) ③議会の法令による委員の裁量の余地をできるだけ残さないような機能と業務の規定 ④公債と金地金に基づく紙幣の発行 ⑤政府との取引の禁止²¹⁾。

ウィルソンはこの国立銀行案についても、ピール銀行条令が存在する下では実行不可能であるとして、最終的には現行のイングランド銀行の改良による漸次的移行の方策を支持している。しかし、その案は国立銀行案と大きく変わるところはない。イングランド銀行は銀行部の業務を引き継ぐと同時に、発券部は別の発券銀行に独立させて経営されることになる。このほか国立銀行案と異なるのは、その発券銀行の経営に、イングランド銀行理事会のメンバーに政府によって指名される3人の委員が加わることや、利潤はイングランド銀行に帰属するという点などである。つまり、イングランド銀行の発券部は半官半民の銀行の性格をもつことになる。

かかるウィルソンの提案に示されている原則的立場は、通貨発行業務を他の一般的な銀行業務と明確に区分して、後者に広範な自由を与えるとともに、前者の運営にはより明確な公共的性格を付与しようとする立場である。つまり、ある一定の規準を設けた上で、その枠内での自由競争を支持する態度へと転換したのである。また通貨発行に、銀行理事者の裁量や政府による関与が入る余地を制限するために、その運営はできるだけ「自動的 self-acting²²⁾」でなければならないことを強調している。ここまできるとウィルソンは、通貨発行に広範な自由裁量を与えることを主張していた銀行学派よりはむしろ、²³⁾何らかの自動調節的調整を求めた通貨学派の理念に近づいているようにみえる。²⁴⁾

3. 規則と裁量：過剰投資をめぐって

ピール条令が制定された19世紀の中頃は、イギリスを先頭に先進工業国で鉄道網が飛

躍的に拡大した時期と重なる。この鉄道投資熱は1845年頃に最高潮に達した。ウィルソンは1847年の一連の論説（1月23日から5月29日）までの中で、この加熱した鉄道投資と金融恐慌との関連を考察しており、上記の銀行制度の改革案もかかる分析との関連で提案されている。

ウィルソンはスミスにならって資本を、食料品などの通常の商品の交易や再生産に必要な「流動資本 floating capital」と、鉄道建設とそのための間接的に必要な製鉄所や船舶の建設などの「固定資本 fixed capital」に分類し、²⁵⁾ 当時活発に行なわれた鉄道投資を大規模な「流動資本」の「固定資本」への移転としてとらえている。「流動資本は年々の国の所得の支出によって、その所有者に全体が利益とともに戻る」のに対して、「固定資本は年々の国の所得の支出によって、ただその利子のみが所有者に戻る」にすぎない。鉄道や機械など固定資本への投下資金は「年々の配当のみがその資金の利用に対して支払われる。そしていったん鉄道建設などに必要な労働者の雇用に投下された資金は、投下資金から年々引き出される所得に関連する以外は、将来に労働者を雇用するために失われる」²⁶⁾ ことになるのである。

「もしこうして国の貯蓄に等しい額を増やすにすぎないなら、あるいは、かかる商品の将来の再生産のために必要な流動資本の全量に置き換えるために必要な商品を超えて生産された商品を消費するにすぎないなら、そのような投資からどんな不便も生じないであろう。しかし、もし他方で、国の資本——あるいは換言するとわれわれが所有している商品を、このように割かれた分よりも多く、そのような必要な商品、あるいはそれらの商品が交換を目的として作られる他の商品を再生産しない建造物の建設に用いるならば、国内で消費されるか、消費のために輸入される外国商品と交換される商品の直接的な生産のために必要な国の資本から抜き取られねばならないことは明らかである」²⁷⁾。このような現象をウィルソンは資本の「抜き取り abstraction」と称する。現在の鉄道投資は「たんなる資本のある部類の人々から他の部類の人々への移転」ではない。「流動資本から抜き取りと固定資本への付加」が大規模に進行しているのである。「国の貯蓄の現在量から抜き取られる資本」を超えた投資は、消費財の需要の増大と「貨幣市場」における利子の高騰を通じて資本利用をめぐる争いを引き起こし、再生産的産業の通常の経路において²⁸⁾ 重大な混乱をもたらすであろう。そして、1847年に予想される穀物の不作は為替の逆調を招き、事態をさらに深刻にするであろう、と付け加える。

ここで注目すべき点は、ウィルソンが、1847年の恐慌の根本的原因を固定資本の「過剰投資」、固定資本と流動資本あるいは資本財と消費財の価格の不均衡に見出しており、さらにその現象を投資と貯蓄の不均衡という見地から分析を試みている、ということである。かかる視点は、市場利子や自然利子といった利子概念を用いて展開されていないものの、第1次世界大戦後の1920-30年代にウィクセルやオーストリー学派によって発展

させられたいわゆる「貨幣的景気理論」、とくにハイエクの議論²⁹⁾の原型をなすものであるといえる。そして、このような恐慌の把握の仕方は、ウィルソンには金融政策の必要性を認識させることになった。

先に指摘したようにウィルソンは、自動調節的な金融制度をめざしたピール条令に対して他の銀行主義者よりもはるかに好意的であり、われわれの批判は「……最近の1844年の法案に対しての世間の不満がいかにか誇張されてきたか³⁰⁾」を示すであろう、とさえ述べている。しかし、通貨学派のような硬直的な自動調節的な通貨機構を擁護しているわけではなく、次のようにも述べている。「あらゆる時にイングランド銀行を制御する正確な規則を備えることは不可能である³¹⁾」と。

かれは1847年の4月10日から5月29日にかけての一連の論説でイングランド銀行の予想される恐慌への対応の遅れを厳しく論難している。「理事たちは、その資本(金)準備を減少するのに対応して、その負債を縮小するために適切な方法を用いるのがあまりに遅れてしまった³²⁾」。金準備の減少が進行し、その急減が将来に予想されたにもかかわらず、イングランド銀行の資産のうちで貸付の拡張を意味する有価証券と商業手形の保有量が増大していた。「より早目のより急速な利子の引き上げ」と有価証券などの売却が必要であった³³⁾。ウィルソンは兌換義務の遂行という観点からではあるが、景気変動への対策として貨幣的現象の背後にある実物的過程を考慮しながら、有価証券の売買や金利を中心とした機敏な金融政策を実施することの必要性を訴えている。その裁量的な政策は、ピール条令が提起した金融制度の枠組みの中でも十分に可能なのである。確かに銀行学派もイングランド銀行による自由裁量を広く容認していた。しかし、それは、主に商業信用に注目し、それを対象としたものである。この立場によるならば、金融恐慌は基本的には商品取引における投機や信用の過剰によって生じるとみなされる。「恐慌対策」としては、商品の裏付けのある安全な為替手形に基づく信用供与、すなわち地金論争の時期においてイングランド銀行が依拠していた「真正手形原理」が提起されるにすぎず、それはあくまで消極的なものにすぎない³⁵⁾。ウィルソンが主張する金融的裁量とは、決して財取引に従属する受動的な信用に対するものではなく、金融の発展に伴って資本蓄積を達成し、より大規模でより能動的な信用を供与しつつある銀行および金融制度を念頭においたものである。

以上にみてきたようにウィルソンが展開した主張はきわめてアンビヴァレントなものである。通貨学派の誤った貨幣・信用理論を批判しながらも、その背景にある自動調節的メカニズムの理念については支持し、金本位制と中央銀行制度を中核とする金融制度の形成の方向を積極的に評価した。同時にかかるメカニズムをベースにした上で、実物的な経済過程を考慮したより積極的な裁量的政策の必要性をも認めた。また、フリー・トレードの原理を高く掲げながらも、イングランドの銀行業においてはその原理は信用

供与の分野に限定されることを結局は受容した。このような特徴は、原理に忠実でありながら、伝統や法的・制度的継承性を尊重し、なおかつ現実への鋭い関心を有するというウィルソンの性向によっている。貨幣・信用理論においてかれの果たした最大の役割は、直接的な後継者であるバジョットとともに、イングランド銀行の公共的責任の概念を拡大し、そのための社会的合意の形成に寄与したところにあるといえよう。また、貨幣・信用理論にとどまらず、投資・貯蓄の不均衡と過剰投資によって恐慌を説明しようとする着想は、信用が発達した社会における貨幣的現象と実物的現象との相互作用を分析するためのきわめて現代的な視点を提供していることも忘れてはならないであろう。

【註】

- 1) 民間銀行からの通貨発行権の剥奪の方向がこの条令によって明確になり、さらに翌年の7月21日に成立した条令によってアイルランドやスコットランドの通貨発行量も名目的にはあれ制限され、通貨制度の統合に着手されることになった。なお、イングランド銀行券はすでに1833年の銀行条令（Bank Charter Act of 1833）においてイングランドにおける法貨の地位を与えられている。
- 2) パーネルと穀物法のかかわりについては、服部正治『穀物法論争』昭和堂、1991年のたとえば88-89ページや198-99ページなどを参照のこと。
- 3) ウィルソンと反穀物法運動との関係については、服部、前掲書の127-9ページが参考になる。ウィルソンとバジョットの関係については、岸田理『ウォルター・バジョットの研究』ミネルヴァ書房、1979年、を参照のこと。また、この頃に『エコノミスト』誌が果たした役割については、杉原四郎『イギリス経済思想史』、未来社、1973年、第4章「ロンドン統計協会と『エコノミスト』」を参照のこと。
- 4) これらの論説は1冊の本にまとめられて出版された。James Wilson, *Capital, Currency, and Banking*, 1859.
- 5) Frank Whitson Fetter, *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1875*, Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 1965, p. 199.
- 6) Wilson, op. cit., p. 46.
- 7) なお銀行主義を支持していた J. S. ミルは、フェッターも指摘するように、国際的価格関係の混乱後の為替の回復は価格調整によるべきだとしており、為替管理の分野については貨幣当局の裁量の必要を認めていた。John Stuart Mill, *Principles of Political Economy, with some of their Applications to Social Philosophy*, in *Collected Works of John Stuart Mill*, vol. III, University of Toronto Press, 1965, pp. 628-29, 末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫、1959年、340-41ページ。
- 8) Wilson, op. cit., p. 44. ウィルソンは当時のイングランド（ウェールズも含む）における鑄貨流通量は約3000-4000万ポンドで全銀行券の流通量とほぼ同じであるとみなしている。
- 9) 以上の引用および議論は Ibid., pp 10-13. ただし、ウィルソンは「究極的には実物的な変化によって流通量は影響を受ける」としている。たとえば、利子率の下落（上昇）→労働雇用量の増加（減少）・財の流通の増加（減少）→公衆の鑄貨保有量の増加（銀行預金の増加・利子付証券への増大）というように。また、「交易が増加し、より多くの労働者が雇用され、より多くの賃金が支払われるならば、そして商品の価格が上昇するならば、公衆は新たな必要に対応するためにより多くの資本部分を貨幣で保持することが必要であること

がわかるであろう。流通量が増加し預金が減少するであろう。そして、貸出量は少なくなる一方、借入意欲は同じ理由から大きくなるので、利子率は上昇するであろう」(Ibid., p. 12)と述べ、流通量と預金とはあたかも相反的な関係にあると想定している。また、利子率は貨幣に対する需要と供給によって決定されるという古典派的な利子論によっていることがわかる。

- 10) Ibid., p. 50.
- 11) Ibid., p. 69.
- 12) 以上の引用は Ibid., p. 196.
- 13) 以上の引用は Ibid., p. 20.
- 14) Ibid., p. 22.
- 15) この提案によれば、低額銀行券の流通量3000万ポンドのうち2000万ポンドが政府保証の発行分として加えられ、ピール条令で定められた1400万ポンドと併せて総額3400万ポンドが政府保証の銀行券流通高となる。他方、総流通量が5000万ポンドとして、金準備の裏付けのある発行額は1600万ポンドとなる。これはフラートンの1ポンド・イングランド銀行券の発行の提案をより具体化したものである。John Fullarton, *On the Regulation of the Currencies*, 2ed., 1845, p. 237, 福田長三訳『通貨論』岩波書店、1941年、291ページ。
- 16) Wilson, op. cit., p. 194.
- 17) 以上の引用は Ibid., p. 194. なお、トゥックは通貨発行を自由競争に委ねることには強く反対し、次のように述べている。「ときどき主張されるような意味におけるフリー・バンキングについて、私は『銀行業におけるフリー・トレードとは、詐欺におけるフリー・トレードと同義である』と述べたアメリカの一新聞の筆者と同じくする」。Thomas Tooke, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, in 1838 and 1839* (Thomas Tooke and William Newmarch, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, from 1793 to 1856*, 6vols), p. 206, 藤塚知義訳『物価史』第3巻、東洋経済新報社、1978年、194ページ。ミルの態度はフリー・バンキングに対してもう少し好意的である。「……複数発券業者制度に対しては、通常それを非難して次のような理由が主張される。これらの相異なった発券業者の間の競争は、かれらをしてその銀行券の発行高を有害な程度にまで増加させるものである、と。けれども、諸銀行がもっているところの、その銀行券発行高を増大させる力、およびかれらがこれによってかもしうところの災害の度は、先にみたように、現在行なわれている過大評価に比べれば、まったくとるにたりぬものである。……産業の自由に対する除外例を認めるべき特別の事情が存在しないならば、一般原則が行なわれるべきである。しかしながら、イングランド銀行のようなひとつの大きな事業体を設け、それを他の発券諸銀行と区別し、これだけは金をもって支払をなすことを要求されるが、他の諸銀行はこの中央事業体の銀行券をもってそれぞれの銀行券に対し支払をしてもよいことにしておく方が、よいように思われる」。Mill, op. cit., pp. 683-84, 前掲邦訳書、441ページ。
- 18) 以上の引用は Wilson, op. cit., pp. 196-97.
- 19) Ibid., p. 193.
- 20) Ibid., p. 197.
- 21) Ibid., p. 198. この提案の内容はリカードの国立銀行の試案に修正を一部加えたものである。
- 22) Ibid., p. 201.
- 23) フラートンは次のように述べている。「地金の流出のそれぞれの場合の処置は、それぞれの場合の利害得失に応じて異なり……何らかの一定不変の法則によって決定されるのではなくて、それぞれの場合における原因や事情や見通しを十分に考慮して遂行される広範な自

由裁量によって支配されるべきであると考えられる。かかる、管理の制度は、それを監督すべき人々の側において、凡人以上の眼識と判断を当然に必要とするであろう」。Fullarton, op. cit., p. 227, 前掲邦訳書、279ページ。

- 24) フェッターが指摘するように、トレンズはウィルソンを、トゥックやフラートンと区別して肯定的に評価している。Robert Torrens, *The Principles and Practical Operation of Sir Robert Peel's Bill of 1844 Explained*, 1848, p. 119 を参照。
- 25) Ibid., p. 104. Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by Edwin Cannan, 1950, p. 262, 大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富(2)』岩波文庫、1959年、236ページ。ただし、スミスは 'circulating capital' ではなく 'floating capital' としている。
- 26) 以上の引用は Wilson, op. cit., p. 104.
- 27) Ibid., p. 105.
- 28) Ibid., p. 107.
- 29) Friedrich August von Hayek, *Prices and Production*, 2nd ed., 1935, 谷口洋志、佐野晋一、嶋中雄二、川俣雅弘訳『価格と生産』(『ハイエク全集』第1巻) 春秋社、1988年、における議論をみよ。
- 30) Wilson, op. cit., p. 133.
- 31) Ibid., p. 135.
- 32) Ibid., p. 130.
- 33) Ibid., p. 136.
- 34) Ibid., p. 129.
- 35) フェヴァーはこの点に関して、ウィルソンとトゥックやフラートンの相違を次のように述べている。「トゥックやフラートンは銀行制限時代のイングランド銀行の理事たちと大差ないところまで自分たちを議論上逆戻りさせてしまったのである。この理事たちは商業手形の割引において発行された銀行券には過剰発行ということはない、と述べていたのであった。……市場に活気があり、投機が猛威をふるっているときには、銀行が投機を野放しにすれば、金流出の訂正的効果が感知される以前に物価の全般的投機が起こりうるということ、そしてそのようなときには、中和的影響力を行使することは中央銀行や他の諸銀行の力の範囲内にあるということには疑いの余地がない。トゥックやフラートンによって主張された銀行理論の最大の誤りはこのことを否定した点にあった。ジェームズ・ウィルソンはもっと正しい見解を保持していた。かれは『貨幣市場理論』[割引利率は物価に影響を与えうるとする説：筆者]に反対することではトゥックに賛成しなかった。実際かれは公定歩合のより完全でより力強い使用を擁護したのだった」。Albert Edgar Feavearyear, *The Pound Sterling: A History of English Money*, revised by Edward Victor Morgan, Oxford University Press, 1962, pp. 268-69, 一ノ瀬篤、川合研、中島将隆訳『ポンド・スターリング——イギリス貨幣史』新評論、1984年、285ページ。